

## 通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定によって、福井県民主医療機関労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条第4項の規定に基づいてお知らせします。

令和8年2月20日

福井県知事 石田 嵩人

### 1 争議行為の目的(原文のまま)

- (1)賃金、一時金の大幅引き上げ。臨時・パート職員の賃金、一時金引き上げ。医療・介護・福祉労働者の社会的役割にふさわしい賃金水準の保障。
- (2)法定配置基準ではなく実務に見合った人員配置、長時間残業の是正、ハラスメントをうまない労働環境の実現。育児時短勤務者の長時間労働を是正。
- (3)消費税の廃止・大幅減税の実現。
- (4)医療および介護保険制度のさらなる改悪反対。医療および介護報酬の10%を超える抜本的な改善を盛り込んだ再改定を求める。
- (5)憲法改悪反対。戦争法廃止。

### 2 争議の時期(原文のまま)

本書受理される10日後から問題解決するまで。  
第1回実施予定は、第2回団体交渉の翌日、始業時間(8:30)より1時間  
2月24日の交渉を受けて公開いたします。

### 3 争議の場所(原文のまま)

福井県福井市光陽3丁目9-23 光陽生協クリニック前

### 4 争議行為の内容(原文のまま)

福井県民主医療機関連合会労働組合に加入する組合員の中から指名ストライキ、そのほかの争議行為。

### 5 経路の概要(原文のまま)

本年 1月16日 当労働組合執行委員会で要求決定。  
本年 1月19日 要求書提出。

本年 2月16日 争議権確立。

本年 2月16日 要求回答。

本年 2月24日 第一回春闘団体交渉

6 スト参加予定の事業所、住所(原文のまま)

- ・光陽生協病院 福井市光陽3丁目10-24
- ・住宅型有料老人ホーム笑みの家きらら 福井市光陽3丁目10-24
- ・光陽ホームヘルプステーション 福井市光陽3丁目10-24
- ・光陽生協クリニック 福井市光陽3丁目9-23
- ・デイケア「さんさん」 福井市光陽3丁目9-23
- ・光陽訪問看護ステーション 福井市光陽3丁目9-23
- ・光陽訪問看護居宅介護支援事業所 福井市光陽3丁目9-23
- ・光陽生協歯科診療所 福井市光陽2丁目18-15
- ・福井県医療生活協同組合 福井市光陽2丁目18-15
- ・みどり薬局 福井市光陽3丁目4-12
- ・介護老人保健施設あじさい 福井市西下野町15-12
- ・サービス付き高齢者向け住宅ルーチェ菅谷 福井市菅谷1丁目13-19
- ・小規模多機能型居宅介護ぽかぽか 福井市菅谷1丁目13-19
- ・たけふ生協歯科診療所 越前市芝原5丁目8-1-1
- ・つるが生協診療所 敦賀市和久野14-22-1
- ・あわの薬局 敦賀市和久野14-13-5
- ・つるが在宅総合センター和(以下同施設内) 敦賀市公文名1-6  
居宅介護支援事業所  
訪問看護ステーション「ハピナス」  
ヘルプステーション「とんとん」  
住宅型有料老人ホーム和の家「まんてん」  
デイサービス「てくてく」  
敦賀市地域包括支援センター「なごみ」  
認知デイサービス「ぬくぬく」  
グループホーム「えがお」